



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市

令和6年8月1日(木)

知多市報道発表資料

子ども若者支援課

担当：家庭相談チーム 尾上

(0562-36-2657)

知多市パートナーシップ宣誓制度の対象を拡充

8月1日(木)から既存のパートナーシップ宣誓制度の対象を拡充し、知多市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。それに合わせ、本市を含む県内33自治体で実施するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に加入します。

1 宣誓制度の概要

知多市パートナーシップ宣誓制度は、様々な事情により婚姻制度を利用できない・しない2人が、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、市が証明する制度です。

8月1日以降は対象を拡充し、2人(一方または双方)の三親等内の近親者も含めて、ファミリーシップの関係であることを宣誓することができます。

2 対象の拡充時期

8月1日(木)から

3 宣誓により受けられる行政サービス

住民票上の続柄の「同居人」から「縁故者」への変更、税証明の交付、障害福祉サービスに関する申請、介護保険に関する各種届出・申請など。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携への加入

(1) 加入時期 8月1日(木)

(2) 連携自治体(33自治体)

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、清須市、みよし市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町

※高浜市は、10月1日より連携開始予定

(3) 連携自治体間での当事者のメリット

転居時に、転出した自治体への宣誓証明書などの返還が不要になります。